

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

～ひとり親世帯で該当する世帯は、申請が必要です～

1. 支給対象者

■以下のいずれかに該当する方

- ① **公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ② **食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方**

※すでに、令和5年5月31日に給付金が振り込まれている子に関しては対象外です。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 詳しい内容については、本部町ホームページに掲載しています。年金額がわかる書類や給与明細等の写し等が必要となります。
- ▶ 申請書等は、子育て支援課窓口にて配布または本部町ホームページからダウンロードができます。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**窓口**に直接、または**郵送**(〒905-0292 本部町字東5番地)にてご提出ください。

【お問い合わせ】 本部町役場 子育て支援課 (2階)

☎0980-47-2180 (受付時間:平日8:30~17:15) ※12:00~13:00除く

